

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちが携わってきた障害福祉分野において、支援者として障害のある人たちと、それぞれの生活や、活動を通して過ごす中で、一人ひとりがその人らしく地域で暮らしていくことの大変さや生きづらさを強く感じてきました。

障害者（児）分野では、2003年4月から措置制度を廃止し、利用契約制度（支援費制度）に移行しました。施策のあり方を大きく変えるとともに、必要な資源の整備の遅れや自治体間での格差、利用者を制限する事業者など、様々な問題が生じています。

このように障害者をめぐる状況が大きく変わるなかで、障害者（児）、家族の地域生活をどう支えていくのか。地域社会においては、福祉ニーズが多様化しています。地域福祉を推進する担い手や必要とされる資源の創出、障害者（児）や支援する人が孤立しない仕組み作りなど、多様な人々が協働し、事業を展開することが求められます。誰もがいきいきとした生活を送ることのできる地域となっていくため、また、才能や可能性を見出し、生きがいや夢の実現に向け、人が集い、繋がり、障壁に目をそむけず、諦めることなく乗り越えていく強い意志を持った事業体として特定非営利活動法人を設立いたします。

□特定非営利活動法人の形態が必要となった理由

- ・障害者（児）と家族に対して、平均した質の高いサービスを提供するには、統一性を持つ組織になることが最も利用者のメリットとなるため。
- ・膨大な情報の管理のためには、管理体制が不可欠であり、事業の意思決定部門、執行部門等の管理体制や責任の所在を明確にし、サービスを利用する人が信頼して利用および参加できる組織の実現のため。
- ・社会に対し啓発活動を行うにあたり、個人よりも法人格となることで多くの人が事業に参加し、意思を伝えやすくなるため。

2 申請に至るまでの経過

今回、法人として申請するに至ったのは、これまでに有志が集い、障害者（児）や家族、関係者を取り巻く現状への問題提起を繰り返し、課題と向き合ってきました。地域に住む誰しもが、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる地域づくりの一端を担えればと考え、有志により法人化を決意いたしました。

2019年8月	支援及び活動の課題抽出
2019年10月	課題に対する解決策を検討
2019年12月	解決策実施
2020年2月	解決策実施を断念
2020年4月	有志で再度、現状の課題検討
2020年8月	法人化の意向を固める